

米沢鷹山大学企画講座・市民おもしろなカレッジ  
講座受講キャンセルに関する規程

第1条 この規程は、米沢鷹山大学(以降、大学という)が行う「企画講座」・「市民おもしろなカレッジ講座」講座申込者(以降、申込者という)の講座受講キャンセルについて定めるものである。

第2条 大学は、講座受付締切日後の講座受講キャンセルについて、申込者にキャンセル料を請求することができる。

第3条 キャンセル料とは、講座開講にかかわる事務処理、食材・機材等の準備で発生するものであり、講座を長期にわたり安定・円滑に運営するために定めるものとする。

第4条 キャンセル料は、別表 1 の通り発生する。なお、以下の場合はキャンセル料を請求しない。

1. 大学及び講師都合で講座中止が決定した場合
2. 自然災害等で講座日程変更の見通しが立たない場合
3. 申込者が指定感染症及び検疫感染症に感染していることが判明した場合
4. その他、米沢鷹山大学学長が定めるもの

第5条 申込者が、設定された受講料を支払期日までに支払わず、受講しなかった場合、大学は申込者に対して規定のキャンセル料を請求することができるものとする。

第6条 キャンセル料を故意に支払わず、また支払う意思がないとみなした場合、大学は当該申込者の講座申込を拒否することができる。但し、大学と相談し状況が改善された場合には、講座申込を許可する。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 5 月 20 日から適用する。

別表1

大学への受講キャンセル通知日	キャンセル料金
受付締切日以前	無料
受付締切日後	100%

※ 日数計算には、土日祝日も含む